

平成17年2月山口県議会：岡村精二一般質問と答弁（再質問・再々質問あり）
（青少年健全育成条例関係のみ）

教育問題

**青少年に有害な雑誌に、ビニールカバーをかけさせるための条例制定について、
昨年の2月議会に引き続いての質問です。**

この質問に対する二井知事の回答は『平成14年3月に、山口県青少年健全育成条例を改正し、青少年に有害な図書類の販売等については、他の図書類との区分陳列や、容易に監視できる場所への配置等を義務づけ、条例の遵守を指導いたしております。ご提案のビニールによる包装につきましては、関係機関や有識者で構成する青少年問題協議会等の場で、広く意見を伺ってまいりたい』との回答を頂きました。

区分陳列を始めたコンビニもありますが、海外の書店で、有害雑誌は、すべてビニールカバーをして販売されている状況を見ると、外国人の良識を強く感じます。

昨年10月、大阪府議会において、友人である西野修平議員が、私の山口県議会での質問文を参考に質問を行ったところ、大田房江知事は「いいことだから、実施に向け条例改正を行う」旨の回答をしたと聞いております。青少年健全育成に対する知事の危機感の差を感じます。

大阪府青少年健全育成条例は、現在、有害図書を販売する場合は、山口県同様の義務付けを行っていますが、改正条例では、閲覧を困難にする包装などを、すべての有害図書の販売に際して義務付けるとのことです。それを受けてコンビニエンスストア業界では、自主的に有害図書の中を見ることができないように、ビニールテープなどで、表と裏を留める措置をとっているところもあります。

店頭に並ぶ、過激なポルノ雑誌や、ヌード写真を掲載した週刊誌などの有害図書に、ビニールカバーをさせるための条例を制定して頂きたいと、強く願っています。再質問ですが、知事のご意見を伺いたい。

知事答弁

私からは、青少年に有害な雑誌の取扱いに関する条例制定についてお答えいたします。有害図書へのビニールによる包装の義務化につきましては、昨年、東京都において条例改正がなされ、また現在、大阪府においても、同様の検討がされているということは、私も承知をいたしております。

一方、本県におきましては、平成14年3月に改正した現行条例におきまして、有害図書類の区分陳列等を義務づけております。

従いまして、本県におきましては、書店等における区分陳列の徹底を図るた

めに、県内ほぼ全域において、有害図書の陳列状況等の調査を行いますとともに、違反をしてるものにつきましては、個別に改善指導を行っております。

また、来年度からは、有害環境の一層の改善を図るために、市町村職員の協力による書店等の立入調査の拡充を図りますとともに、現在、県内各地でボランティアとして活動している約1,600人の少年補導委員と連携をし、環境浄化活動の促進を図るなど、地域における主体的な取組をさらに強化をしております。

そこで、お尋ねの条例改正についてであります。昨年のご質問も受けまして、山口県青少年問題協議会等の意見、委員の皆さんからも意見を聞きましたが、「現時点では、関係者の合意を得られている区分陳列について、徹底を図るべきではないか」というような御意見もいただいております。私は、当面は、こうした取組を強化、強力に進めることとし、その中で、条例改正の必要性について検討してまいりたいと考えております。

再質問

1 教育問題について

(1) わいせつ雑誌にビニールカバーをかけさせるための条例制定について

昨年2月議会では、ビニール包装について青少年問題協議会等の場で広く意見を伺った回答であったが、その後どのような形で広く意見を伺ったのか。

大阪府より低いハードル（ヌード写真を掲載した雑誌すべてにビニール包装するのではなく、有害図書に限定した条例改正）が越えられないのは、青少年健全育成に対する危機感のなさ、諸団体がなんと言おうとも青少年の未来のために、できることは何でもやるという気がないだけではないか。

条例改正に向けて努力するという回答がなぜできないのか、また、知事ヒアリングで私の思いをどう伝えたのか部長に伺う。

青少協の場で意見を伺うという回答であったがどのような具体的なことをしたのかという御質問です。

有害図書へのビニール包装への取組につきましては、昨年6月と11月に開催をいたしました山口県青少年問題協議会におきまして有害図書の取扱いの中で意見を求めたところではありますが、委員の皆様からのビニール包装の具体的な発言はありませんでした。

さらに2月、学識経験者からなります、同、この協議会の専門委員から意見

を伺ったところであります。

その中で、有害図書の区分陳列やビニール包装をすることについては、現時点ではビニール包装の義務化は販売店側の負担が生じることも予想されて、関係者の理解が得られにくいのではないかと、また関係者の合意の得られている区分陳列について、現行条例の基準に沿ってきちんと区分陳列が図られるよう徹底すべきではないかと、表現の自由などにふれることにつながりかねない、慎重な検討が必要ではないかと。などの意見がでたところであります。

次に大阪でしようとしているのをなぜ本県でそれを取り入れないのか、という御質問で、少数の指定をすればいいのではないかとという御質問にお答えいたします。

本県といたしましては、これまでの検討におきまして、一定量の有害記事があります図書について包括的に規制をいたしております、本県の包括指定方式をとっております。

本県におけるビニール包装の義務化というのは大規模な規制となりますことから、販売店側の負担が過度に重くなることが予想されまして、関係者の理解が得られにくいこと、また、個別指定方式を取り入れますと絶対的基準がないために指定基準があいまいとなりますことから、全面的な販売店・出版店の協力が必要になるなどの問題点があると考えておるところであります。

こういったことから、お示しの条例改正につきましては、その必要性について更に検討させていただきたいと考えております。

再々質問

1 教育問題について

(1) わいせつ雑誌にビニールカバーを付けさせるための条例制定について

東京都知事、大阪府知事が条例改正を行うと発言し大きな波紋を広げてコンビニエンスストアや出版業界も自主規制を始めている。決して諸団体や業界に先に下話ししたわけではない。知事独自の思いからでた言葉だと思っている。

山口県という地方の県が同じように条例改正という名乗りを上げれば、全国にいきなり波及する。

知事の青少年育成に対する思いと、条例改正についての考え方を伺う。

わいせつ雑誌にビニールカバーを掛けさせるための条例制定についての私に対する御質問にお答えをいたします。

申すまでもなく、次代を担う青少年を健やかに育てていくということは、県民すべての願いでもありますし、私はこれを害するようなあらゆる行為から青少年を守っていかねばならないという思いであります。

そのためには、今の具体的な御質問の関係で言いますと、有害図書等の規制についても実効性の高いものにしていく必要があると私も思っております。

したがって、最初に答弁をいたしましたように、今本県は包括指定方式というのを取っておりますから、これの施行状況、この実態の把握にまず務めていきたいと一つは思います。

それから同時に、今申し上げましたように、この条例を実効性のあるものにしていくためには、先程環境生活部長が答弁いたしましたように、課題をいかに解決をして実効性のあるものにしていくか、このことがたいへん大事であるというふうに思いますから、今、全国でも唯一東京都とはちがう形での大阪府の方式を研究検討されておるわけですから、大阪府の方式について、課題がどういう形で解決をされ、実効性のあるものにされようとしているのか、その辺を情報収集いたしますと同時に、青少年問題協議会等の意見も聴きながら県としての問題点の解決のために努力をしていきたいと考えております。

再々質答弁おこし2

1 教育問題について

(1) わいせつ雑誌にビニールカバーをかけさせるための条例制定について

【環境生活部県民生活課】

私はハードルを低くしている。大阪府みたいに全部やれとは言っていない。有害指定図書だけでもやったらどうかと質問している。（東京都知事がやろうと言ったがためにローソンでは、ビニールテープを取り入れるなどの手段をとり始めている。その当たりのことについてどうも認識が違う。）

子どもの視点はなく業界の不自由さばかりである。やろうと思えばやれることがなぜできないのか非常に不満でならない。

できないというのであれば、議員提案で条例改正を進めたいと私は思うが、部長の私の思いに対する考え方をもう一度お尋ねする。

ビニール包装を少数の図書だけ指定をして、ビニール包装を義務化すればいいのではないかと、ハードルは低くなるのではないかとのお尋ねでございます。

現在本県では、包括指定という指定の方式をとっております。包括指定によりますと、現在、山口県の販売禁止図書類は約3000冊程度であります。

この中で、個別にビニール包装を個別に指定をいたしますと、販売図書に青少年には見せてならない図書2つ存在をいたしまして、見せてならない図書、絶対に見せてならない図書、非常に絶対的そこに基準がございませんので、二重基準といった論理的に矛盾がでてまいりますので、これを実施するためには、販売店・出版店等大勢の皆様方の全面的なる御協力の必要が生じてくるためでございます。

山口県といたしましては、次代を担う青少年が健やかに育つことは県民の願いと思っておりますので、現在進めております包括指定方式によりまして、区分陳列の状況を十分に取り組んでまいりたいとこのように考えております。